

資源回収活動団体を 応援します！

古紙等のリサイクル促進と循環型社会形成を推進するため、市内で資源回収を行った団体に対して、収集量に応じて補助金を交付します。事前に団体登録が必要です。



資源回収のメリット

その1

活動を通じて、参加者が資源の大切さを知ることができ、家庭ごみの減量と資源化につながります。

その2

回収した資源の売却金に加え、市からの補助金は、団体の活動費として活用できます。

その3

団体で協力して回収することで、コミュニティが広がり、地域の活性化にもつながります。

資源回収は、
いいことづくし！
皆さんの地域でも
始めてみましょう！



資源回収補助制度

市では、市内で活動する団体（自治会・PTA・子ども会・その他営利を目的としない団体）が家庭から出された古紙などの資源物を回収する活動を支援しています。

業者への売却金とは別に、市から **1 kg につき 4円** をお支払いします。

補助金対象品目

- 古紙（新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、シュレッダー紙）
- 空き缶
- 古布
- 空きびん



活動団体の声

○普段の生活で・・・

商品についているリサイクルマークや素材を気にするようになり、資源ごみに対する意識が変わった。

○地域で・・・

資源回収の補助金は、団体の活動費として役立っている。

○家庭で・・・

子供と一緒に資源の大切さについて、話しをする機会が増えた。

補助金交付の流れ

①団体登録

「資源集団回収事業団体登録申請書」をごみ対策課へ提出してください。



②回収品目・日時・場所の決定

回収日時は団体内で相談して決定します。他の団体の実施日と重ならないよう注意しましょう。
※自治会のごみ集積所を利用して実施する場合は、他のごみ収集日と重ならないようにしてください。

③売却業者の決定

回収業者（売却先）を決め、回収品目・日時・場所のほか、回収方法や売却金の收受方法、雨天の場合の方法などを決めておく。※売却業者の指定はありません。下記業者以外でも構いません。

④お知らせ

資源回収の実施日や回収方法、回収品目をお知らせしましょう。（チラシ・回覧など）市HPへ実施日等を掲載することもできます。

⑤資源回収の実施

回収業者から資源物に応じた支払いと計量伝票が発行されます。
※品目や回収量によっては支払われない場合もありますので、事前にご確認ください。



⑥市への報告

資源回収実施後30日以内に①「実績報告書」、②「請求書」、③計量伝票の3点をごみ対策課窓口または環境課、各支所窓口へご提出ください。

⑦補助金の入金

請求書に記された振込先に入金します。

【参考】 ※現在、資源回収を実施している団体が取引している市内の回収業者

業者名	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	アルミ缶	スチール缶	古布	住所	電話
やまや伊藤商店	○	○	○	○	○		○	国府台634-1	32-4086
松岡紙業㈱	○	○	○	○	○		○	西島549-2	36-7373
美和商店	○	○	○	○	○	○		大原88-1	35-5669
大橋商事	○	○	○		○	○		池田703-1	38-3193
㈱山治紙業	○	○	○	○	○			駒場7177-1	67-1151
㈱兼子	○	○	○	○	○			南平松1-3	66-3466
松村秋男商店	○	○	○		○			河原町3443	32-2779
野末商店					○	○		白羽417	67-1555
三光					○			掛塚3413-2	66-3423
㈱宮川金属					○	○		国府台85-2	32-4408

※申請書や報告書等の用紙は、ごみ対策課（クリーンセンター内）または環境課、各支所に置いてあるほか、市ホームページにも掲載しています。

【古紙等資源集団回収事業奨励金制度に関するお問い合わせ】

磐田市ごみ対策課

〒438-0066 磐田市刑部島301（磐田市クリーンセンター内）

TEL：0538-37-4812

FAX：0538-36-9797

※資源物の売却価格等は回収業者によって異なりますので、直接ご確認ください。